

◇ 氏 家 裕 治 君

○議長（山本浩平君） 公明党、6番、氏家裕治議員登壇願います。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、公明党、氏家裕治でございます。

通告に従いまして、町長並びに教育長に質問をさせていただきたいと思っております。

まずはじめに、戸田町長は、平成28年度の町政執行方針に先立ち、就任以来、現在までの町政運営を振り返り、みんなの心つながる笑顔と安心のまちを築いていくことが使命であるとして、町政運営に傾注してきたとありました。

このたびの28年度の町政執行では、多文化共生のまちを目指すとともに、希望を持って自分らしく生き生きと暮らす、みんなが住みたいまちづくりを進めるとあります。こうした町政に挑む、基本姿勢からなる主要施策の展開について質問させていただきます。

まず、（1）主要施策の展開について。

①生活・環境についてお伺いいたします。

町民の移動手段である公共交通機関「元気号」の現状と課題についてでございます。

②健康・福祉についてであります。

ア. 地域福祉について、福祉サービスの充実や相談支援体制の強化を図るとありますが、具体的な手法と今後の進め方についてお伺いいたします。

イ. 地域医療について、町立病院経営改善計画に掲げる目標値を着実に実行し、経営改善につなげるとありますが、取り巻く環境と今後の課題についてお伺いをいたします。

ウ. 高齢者福祉について、施設運営の現状と課題についてお伺いいたします。

③産業について、お伺いいたします。

観光業について、インバウンド向けの滞在型観光に取り組むとありますが、具体的な手法と今後の進め方について、お伺いいたします。

④自治について、お伺いいたします。

組織機構では、高齢者や障がい者に優しい町民サービスを行うための手続き専用窓口を新たに設置するとありますが、具体的に今までとどう変わり、町民への周知はどう考えているか、お伺いいたします。

2. 教育行政執行方針について、お伺いをいたします。

学校教育の充実について、お伺いいたします。

①豊かな心と健やかな身体育成について、お伺いいたします。

ア. 道徳教育・心の教育については、道徳の時間において、規範意識や倫理観、命の大切さ、思いやりや感謝の心を育成し、よりよく生きていくための資質や能力としての道徳性を育むとしておりますが、具体的な手法と今後の進め方について、お伺いいたします。

イ. 健やかな身体の育成については、がん教育を教育課程に位置づけ、継続するとありますが、現状の評価と今後の進め方について、お伺いいたします。

②地域とともにある学校づくりの推進について、お伺いいたします。

地域とともにある学校づくりについては、義務教育9年間の学びを支える仕組みとして、小中連結型コミュニティ・スクールの平成29年度導入に向けた準備を進めるとありますが、現状の課題と今後の進め方及び学校支援地域本部事業の果たす役割について、お伺いをいたします。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 氏家議員の代表質問にお答えいたします。

「町政執行方針について」のご質問であります。

1項目めの「主要施策の展開について」であります。

1点目の「生活・環境」の「元気号」につきましては、昨年12月から元気号の運行改正を行い、町民の買い物や通院など生活の足としての改善を図ったところでありますが、改正後の利用者の実績は、12月の利用者が1,879人と昨年対比で927人減少しており、また、1月の利用者は1,360人と昨年対比902人の減少でありました。

この路線改正に対する地域からの意見といたしましては、バス停留所をふやしてよかったことや、萩野公民館を中継拠点としたことで乗り換えに伴う路線のわかりづらさと時間を要する点など、さまざまなご意見をちょうだいしているところであります。

今後は、これらの貴重なご意見とともに、課題の解決に向けた地域公共交通網形成計画の調査・検討において、白老町地域公共交通活性化協議会や町民、交通事業者、NPO法人等にもご協力をいただき、地域性に合わせた多様な交通手段の確保を検討し、実証運行につなげていく予定であります。

2点目の「健康・福祉」について、1番目の「地域福祉」につきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金として65歳以上の高齢者対象と65歳未満の障害・遺族年金受給者を対象とした2事業のほか、26年度より実施しております臨時福祉給付金の支給を予定しています。また、特定不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ることをねらいとして実施する考えであります。

相談体制の強化につきましては、健康福祉課を含め3カ所ある町内の相談支援事業所と相談内容の事例検討・情報交換や福祉サービス事業者とは、それぞれの方に必要なサービスの検討などを実施し、なお一層の連携を深めていく考えであります。

2番目の「地域医療」につきましては、本年度における町立病院の患者数見込みですが、入院が1日平均患者数31.2人、外来123.2人であり、入院・外来患者数ともに前年度実績を若干下回っておりますが、病院経営改善計画では患者数目標値を入院30人、外来125人と設定しており、3月の患者数推移によりますが、達成状況としては外来患者数が微減の見込みであります。

病院事業会計における収支決算見込みでは、医業収益5億1,588万円、医業費用7億8,485万円であり、実質的赤字額である医業損失は2億6,897万円となりますが、経営改善計画に掲げる27年度収支計画値との比較では2,830万円の収支改善となっております。一般

会計繰入金 2 億 7,195 万円を含む経常損益では 2,370 万円の経常黒字の見込みであり、経営改善計画に掲げる収支計画値との比較では 772 万円の収支改善見込みであります。

次に、病院経営改善計画において、3本の柱となる①患者さんに来院していただく病院づくり、②来院していただいた患者さんに安心していただく病院づくり、③安定した経営に努める病院づくりの経営改善基本方針を掲げておりますが、患者数目標値、収支改善計画及び全職員の意識改革や患者さんへの声かけ、あいさつ運動の徹底等ソフト面の強化など経営改善方策を着実に実行することが、病院経営の安定化と経営改善につながるものと捉えております。

3番目の「高齢者福祉」につきましては、町内の介護保険施設、認知症グループホーム、特定施設の運営状況につきまして、一部の施設を除きほぼ満床状態であり、そこで従事している介護職員数は各施設ともに人員基準どおり確保されております。しかし、人員に余力がないためシフト体制の調整に苦慮している現状であります。

3点目の「産業」の「観光業」につきましては、北海道観光の需要が高まる中、海外から来訪する観光客のニーズを的確に捉えながら、特色ある地域資源のブラッシュアップと効果的な情報発信機能を高めることが急務であり、2020年を見据えた本町の魅力ある観光地づくりとして、人材育成も含めた受け入れ環境整備を重点に取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の「自治」の「組織機構」につきましては、私の2期目の公約として掲げた「高齢者や障がい者に対する町民手続きをワンストップ化するための専用窓口の設置」を具現化するものでありますが、専用窓口は、役場庁舎1階ロビーに新設し、担当職員を配置する考えであります。

窓口の利用内容といたしましては、高齢者や障がい者に関する手続きにつきましては、従来どおりいきいき4・6で行うものでありますが、役場庁舎に来庁された高齢者や障がい者に対し、一定の申請用紙等を用意するなどして、一連の手続きをその場で行うことができるようにするものであり、関係部署との連携をさらに強化しながら進めていく所存であります。

なお、町民に対しましては、利用促進のため、広報誌などの媒体をとおして周知してまいります。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 教育行政執行方針についてのご質問であります。

1項目め、「豊かな心と健やかな身体の育成」の1点目、「道徳教育・心の教育」についてであります。

道徳の授業においては、課題や問題に対して、よりよい解決方法を話し合う問題解決的な学習や、役割演技を行い登場人物の心情を理解する体験的な学習など、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について、考え、議論する道徳への転換が求められています。

各学校においては、道徳の教科化に向けての研究授業や公開事業を実施するほか、本年1月の教師塾において、新たな道徳教育の展開に関しての講演を実施したところであります。

今後も、町教研道徳サークルと連携した道徳の研究授業を実施するなど、「考え、議論する

道徳」の実践に向けた教職員研修を一層推進し、子供たちが将来にわたってよりよく生きていくための資質や能力を育む道徳教育の充実に取り組んでまいります。

2点目の「がん教育の評価と、今後の進め方」につきましては、小学校では体育の時間、中学校では保健体育の時間に健康教育の一環として、がん教育を行っているほか、平成26年度からは保健師を講師として、中学3年生を対象にがんの仕組みやがん予防の講話、家族に向けたメッセージの作成などの出前講座を実施しております。

また、小学校においても、北海道の事業として、医師によるがん予防教育を実施しており、これらの学習を通して、子供たち自身が正しい生活習慣を選択し、自他の健康と命の大切さについて学ぶと同時に、家族への波及効果もあるものと捉えております。

今後も、がんに対する正しい知識や理解を深めながら、健康や命の大切さについて考える教育を継続していくことが重要であると考えております。

2項目め、地域とともにある学校づくりの推進における「小中連携型コミュニティ・スクールの課題と今後の進め方、学校支援地域本部事業の果たす役割」についてであります。

新しい学校運営制度であるコミュニティ・スクールを導入するため、28年度はコミュニティ・スクール推進委員会を設置するとともに、説明会や通信などを通して地域の方々にコミュニティ・スクールの制度や期待される効果について周知し、地域が一体となって地元しらおいの子どもたちの成長を育む組織体制を確立していくことが重要であると考えております。

その中において、学校と地域が連携し、協働していくための基点となるのが学校支援地域本部であり、その役割はより一層重要になっていくものと考えております。

したがって、コミュニティ・スクールの導入と併行し、引き続き学校支援地域本部の体制整備を進めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。それでは再質問に入りたいと思います。

戸田町長は27年度の町政執行方針での基本姿勢、希望をかなえるまちでは、元ゼネラル・エレクトリックの最高経営責任者だったジャック・ウェルチの言葉を借りて、1年、3年、5年先のあるべき姿を持っている人は毎日の仕事が輝き、持たない人はただの作業に追われている人ですと、こういった言葉を借りて、こうしたことから目標に向かって取り組みを進め、やる気を高めるには将来のあるべき姿を知ることが大切なのだということで、27年度の行政運営にあたってこられたと思います。

そういったことを一つの基本に、そういった観点から、生活環境についていま一度お伺いをしたいと思います。

この町民の移動手段である公共交通機関元気号については、本日もまた先日もいろいろな角度から早急に早期に対応すべきだという意見をいただいておりますので、あまり深くは言いませんけれども、先ほど27年度の町政執行方針で戸田町長が言われていた部分、一つの例として、平成22年9月16日、9月の定例会での所管事務調査のこれは結果報告です。建設厚生常任

委員会、ときの玉井昭一委員長の意見です。このときには、ここにいらっしゃる議員もいらっしゃると思いますけれども、現地調査を2度、元気号に乗りながら、そしてその利用者の声をきいて、この結果報告をまとめたものです。そこには今後のあり方についての所管事務調査結果報告として、議会として実際にバスに乗車し感じられたことは、高齢者が昇降する場合、ステップを上がったたり降りたりするときに、昇降する際の足への負担、病院買い物等で利用したときのダイヤの不便、今後近い将来訪れるであろう高齢化社会に対応した福祉バスのあり方を高齢者目線で現状を把握しなければならない。ダイヤの改定、路線の細分化はもとより、今後町民の意見をどう酌み上げ、それを生かしていくのか、また、今後の経済的弱者は年金格差等による増加が見込まれることから、料金の改定についても高齢化社会を念頭に高齢者の立場に立った受益者負担のあり方を考えるべきであると。今から6年前の報告書なのです。今、そのとおりに私はなっているような気がするのです。

26年1月に、同じく今の現状の課題を捉えて、今回の12月からの運行ダイヤの説明を受けたときに、課題の捉え方というのは同じことを捉えているのです、行政としての。でもそれがなかなか現場としての反映につながらない。これが今の現状なのです。戸田町長のおっしゃる通り、まちの将来のあるべき姿を知ることがやはり大切なのだと思うのです。ですから、通り一遍の、例えばバスが2台、これを満遍なく回そうと思ったなら今のような問題が出てくるのは当たり前なのだと思います。でも今までのバスが行っていなかったダイヤの不便なところにも回したから、その人は今まで以上によくなったかもしれない。でも全体的に見ると、先ほど答弁にもあったように利用者人数というのは激減しているわけでしょう。

そこで戸田町長、これ以上、昨年以上に利用者が減少すると私はあらゆる方面に影響を与えることになるのではないかと思います。

それは、経営改善に向かっている町立病院の外来患者、先ほども戸田町長の答弁にもありましたけれども、外来患者数の減少だとか、それから例えばバスが不便になったからといってなかなか病院に行きたいのだけれども行けないでいるお年寄りたちが重症化をして、そして大きな病を引き起こして救急出動などの、そういったお世話にもならなければならなかったり、高齢者の孤立化にもつながってくる。

そして、消費活動の減少にもなってくる。購買力の減少です。地域内循環の低迷等と負の連鎖というのがどんどん重なって、ひいては現在進められている財政健全化プランだとか、そういったものにも大きな影響を今度及ぼすことになってくる大きな要因がここに私はあるような気がするのです。ですから、一つのダイヤだけのことでなくて、それを利用する人がいないものをいくら回してもどうしようもないのだと。利用者があって、はじめてこの福祉バスというのは、まちの中の循環、あらゆる循環、そしてひいては今言ったように財政健全化に向かっている、そういったものにまで影響を及ぼすようになると私は考えるのですけれども、各担当課の方々、また戸田町長の考えをお伺いしたいと思います。

次に、健康福祉についてお伺いします。

地域福祉についての相談支援体制について伺います。取り組みについてはわかりました。た

だ、私がちょっと今回お聞きしたいのは、2015年の4月1日に生活困窮者自立支援法というのが施行されまして、道の委託事業として活動している生活就労サポートセンターいぶりについて、お伺いしたいと思います。

この件については昨年9月の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、現在までのかわり方、支援について伺いたいと思います。

当事業者は大きな三つの支援の形を持っておりまして、その一つに包括的、個別的支援があります。尊厳ある自立に向けた支援は、心身の不調、知識や技術の欠落、家族の問題、家計の破綻、将来展望の喪失など、多様な問題点に総括的に対処すべきものであり、いわゆる縦割り行政を超えて、地域において多様なサービスが連携し、できる限り一括して提供される条件が必要であります。他方において、自立を困難にしている要因群はその人ごとに異なった形で複合しています。生活困窮者それぞれの事情や思いに寄り添いつつ、問題の打開を図る個別的な支援を行うべきであるとしています。

二つ目の支援というのは、早期的、継続的な支援であります。職を失うなどして生活困窮に陥って社会とのつながりを弱めたとき、できるだけ早期に対処することが支援の効果を高め、生活困窮者が引きこもりなどで地域社会から見えにくくなったり、窓口相談にやってくる気力を失っていたりすることも踏まえて、訪問型も含めた早期対応が図られることが大切だとしております。

三つ目の支援というのは、分権的、創造的な支援であります。個々人の事情を段階に応じ思いに寄り添った支援は、社会福祉協議会だとか、社会福祉法人、NPOや社会貢献の観点から事業を実施する民間企業などの、いわゆる社会的企業、民生委員さんだとか、民生児童委員さん、その他さまざまなインフォーマルな支援組織など、民間の柔軟で多様な取り組みが生かされ、国や自治体がこれをしっかり支えることで、そういった部分で可能になるとしています。

これは、今までの縦割り行政組織にあっては、頭の中では理解していても、私も前回、まちの役場の総合窓口をつくってもらったらどうでしょうかと話をしたら、なかなか人員的にも難しいという話をしていましたね。そういったことも踏まえて考えると、こういったNPO法人の力を借りるとするのは私はすごくまちのやるべき仕事を補完してくれているような、そういったものではないのかと私は考えるのです。ですから、そういったことがいくら頭の中で理解できていても実施できなかった施策ではないのかとそう考えています。先ほども言いました、人員的にも財政的にもです。先日、町内会の回覧版を通して当団体のチラシが全戸配布されました。素晴らしいことだと思いました。今後、行政として町民への周知施策が重要と私は考えているのです。いくらこれを町内会の回覧板で回されたとしても、これは何なのだろうと思って、高齢者の方々というのはなかなかそれに目をとめることができないでいる人たちもいるのだと思うのです。そういったことを踏まえて、今後、行政として町民への周知施策が重要と考えますが、対応について伺います。

また、現状で町役場での対応が難しい場合、さまざまな場面がありますね。役場が例えば町民の方々の相談にのってもなかなか難しい場合がある。料金の徴収や何かのことも含めてです。

そういった場合、これを可能とする条件を町民側にたって提示してもらおう折衝をする活動もしているのです。そういう町民相談の中で。こういったことの活動に、例えば滞納者への督促書類に本支援制度のチラシを同封することはできないかどうか。そういった、どうしても役場に言ってもなかなか今の現状を打破できないという方々に対して、いろいろな施策を持って町民側に立って、町民のために働かせてもらいたいという思いだと思います。そういったものを同封してもらえないかどうか。例えばその支払いの要求訪問に行ったときに、どうしてもやはりそういった生活困窮者の方々がいらっしゃると思うのです。そういった人方に対しても、本支援制度のチラシを手渡していくことぐらいは私はできそうな気がするのだけれども、そういったことも含めて行政のかかわり方を、お伺いしたいと思います。

施設運営の現状と課題について、再質問させていただきます。

施設運営の現状についてはわかりました。ただ、今さまざまな例えばその高齢者施設での事件だとか事故、そういったものも踏まえて、例えば介護職の方々の今の現状、それから施設運営上、今どうなっているのかということについても、ちょっとここで質問させていただきたいと思います。

私が今持っているのは、これは東京新聞のこしもの1月の新聞なのです。この中に、例えば不足する介護人材の確保と定着のために政府が2015年、介護報酬改定にあわせて実施した介護職員処遇改善加算、1人当たり月額1万2,000円相当の賃上げを図るはずが、実際には6,000円弱しか上がっていないことが介護業界最大の労働組合U Aゼンセンというのですか、日本介護クラフトユニオンの調査でわかったということが記事がちょっと出ていたのです。調査は昨年9月に組合員6万6,000人の中から4,000人を抽出してアンケート調査をしたということなのです。この回答を得た所属する全事業所が処遇改善の指定施設だったということなのです。処遇改善加算が導入されながら十分な賃上げが行われていない原因について、この会社は厚生労働省が1万2,000円アップの比較基準を11年度の賃金としているからなのだと。さかのぼると。11年度の賃金としているためなのだと。14年度との比較はなかなか難しい。

もう一つは、経営が厳しさを増している上、制度の周知が足りず、事業所が手探りで賃上げに取り組んでいるのだと。

それからもう一つは、監督自治体による指導やチェックも不十分ではないのかということが出ておりました。これは介護報酬改定にあわせて賃金を上げる。ただし、その介護報酬によって、事業所の介護報酬というのは下がっている、このギャップがすごくあるのだと思うのです。その中でこういった問題がさまざま露出してきているのではないかと思うのですけれども、こういった介護の職を離れる人方を何とか離れないように、また、これは減らさないようにふやすための施策として取り上げられているものなのですね。しかし、現実には、例えば事業所の運営がなかなか大変だからそういうことを今できないでいるというような事業所もあるのかもしれない。そういったことも含めて、お伺いしたいのです。

白老町の処遇改善の指定施設というのは、前にも1回聞いていますけれども、全施設がそうなのだとということで聞いていたと思いますが、それはそれでいいのでしょうか。それか

ら、処遇改善の実態は今どうなっているのか。今回の上乘せは介護サービス単価を引き下げ
中で行われた。先ほど言ったように、引き下げ中で行われていたものですがけれども、施設運
営の現状、これが今どうなっているのか。これは施設運営が大変だから、その介護の人たちの
賃上げができないというのは私は違うと思うのです。施設運営ができないのならできないとい
う、そういった相談体制というのは、しっかり町として持たなければいけないだろうし、やは
りしかるべきちゃんとした考え方を、都市部だからできるとか、地方だからできないとかとい
う問題ではなくて、しっかりほかの市町村とも連携しながら、しかるべきところに訴えていか
なければいけない問題だと思います。こうした現状と課題についてお伺いしたいと思います。

また、白老町により指導やチェック、相談体制の現状、こういった課題についてお伺いをし
たいと思います。

それから、産業についてお伺いいたします。2020 年象徴空間整備が進められ、国立博物館
の開設だとか、東京オリンピックの開催だとか、北海道新幹線の沿線等により、交流人口 100
万人と位置づけて施策が進められています。これは決して私は悪いことではないと思うのだけ
れども、インバウンドの向けの滞在型観光を考えたときに 100 万人という数を先行してい
ては、この白老町として何か現実感がないのです。例えば 50 人、100 人、150 人ぐらいの団体
さんが白老町に来て、それを宿泊していく場所というのは登別だとか苫小牧だとか、近隣都
市に多分持っていかれるのでしょう。でも私は 100 万人というものを目標に何かをやろうと
したときには、相当な投資というのが先ほども言っていましたけれども必要になりますね。ホ
テルの建設、それからあらゆる例えばその 100 万人というものに対しての投資が必要になっ
てくると思います。でも私はやはり白老町には白老町にできることがあるような気がするの
です。その中でいろいろな方々が考えていくかもしれない。また先ほど言った、まちづくり会
社の話、それもあとでまたしようと思えますけれども、まちづくり会社がどういったまちを形成
していくのかとか、どういった商業施設をそこに必要とするのかというのは、多分そういった
ところが考えていくのかもしれません。ただ、私は今できることは、白老のつくるというもの
は、例えば現存する大町だとか、いろいろな地域の商店街群にある民宿だとか、それから新た
な民泊経営に活路を見出そうとする人達に対しての支援をやはりどうやってやっていくかとい
うことが私は大事になってくると思うのです。ただ、海外からの個人旅行者に対しての情報発
信のあり方も本当に大事になってくると思うのです。滞在期間中の観光コーディネート、白老
町に来たら、次の日どこに行ったらいいだろうとか、どうしたらいいだろうだとか、そんなこ
とを迷わせないような観光コーディネートをちゃんとしてあげられるような、それをもって情
報を発信する。そして民泊だとか、小さい今の旅館、例えば空き店舗を使ったぐらいの、そう
いった改装でそういう外国人たちを体験型の白老町の観光に取り込んでいくという、私はそう
いうやり方ができれば、例えばその各地域の商店街などの何というか、事業展開というか、空
き店舗の活用にしても、そういったものが活性化されてくるのではないのかと、こう考えるの
です。ですから、その辺の考え方について、いま一度もし何かそういった考えが課として持っ
ているのか、戸田町長の頭の中でそういったものが考えられているのかどうかもちよっとお伺

いしたいと思います。

こうしたプロジェクトを展開する上で重要になってくるのが、そのまちづくり会社なのだろうというふうに思うのです。私が思うのは、個々の事業者が例えば民泊をやります、民宿をやります、ここに何々を建てます、ここでこういった飲食店をやりたいですとやったとしても、例えば大町商店街一つとってもなかなか難しいと思うのです。若い人たちが来て、この空き店舗を借りて何かをやりたいとかといっても、これは難しいのだと思うのです。そこに力を発揮するのが多分、まちづくり会社なのだろうと思うのです。会員制にしても何してもいいけれども、そういった例えばその持ち主との折衝だとか、それから借地権だとかいろいろな難しい問題があるではないですか。これはなかなか行政がやるとしても難しいでしょう。これは民間がやると結構スピード感を持ってやるのです。いい例が香川県の丸亀商店街か何かの前に個人でちょっと視察にも行っているのだけれども、丸亀商店街の多分あれが商店街の再生で取り組んでいるものが一つのイメージとして、そのまちづくり会社として私は持っているのだけれども、そういったプロジェクトを展開する上で必要になってくるのがまちづくり会社なのです。そして、あらゆる展開を応援する。そして収益を上げ、例えば株式会社形式、そちらのほうもそうでした。そういった中で収益を上げ、そのかわり行政マンが入ったらこれはできないです。民間のプロです。企画は地元ができたとしても、そこにかかわる人たちはプロなのです。プロがやるからできるのです。そういうことも含めて、こういったまちづくり会社についての、漠然として私たちはイメージができないのです。白老町の中にこのまちづくり会社というものがどういうものかというのが。いくら高橋企画課長から説明を受けてもイメージができないのです。だから、今ちょっと例を挙げてこんなものではないかという話でさせてもらったのですけれども、そういった形の中でやっていくべきではないのかと思います。いま一度、まちづくり会社の展望、進め方について、お伺いしておきたいと思います。

それから、教育行政執行方針についてお伺いいたします。

道徳教育・心の教育について、再質問させていただきます。私は心の教育・道徳教育の根本は家庭だったり、それから地域社会とのかかわりの中から生まれてくるものなのだと漠然と思うわけです。教育論を学んだわけではなく、いつも言うのですけれども教育者ではないからわからないのだけれども、ただ、現実社会で起きている出来事へのみずから考える力だとか、それから創造する力、そういったものを養うことが大切だと思っているのです。学校現場での今までの取り組みの中でも、白老町の場合はさまざまないいことをやっているのです。朝の読書活動だとかやっていますね。こういったものについての検証をしていらっしゃるかどうか。

また、新聞などを活用した授業が、ある小学校で行われています。白老町内の小学校で行っているのです。これには予算づけされている新聞、今各学校に配備されているのです。そういったものを活用して、また先生たちの努力で、こういった新聞を活用した授業が今やられています。そこには自分の考えや思い、そういったものを文章に決められた文字数の中で作文にする取り組みを行っている小学校もありますが、私はすばらしい取り組みだと思っています。最初は一行しか書けなかった子どもたちが、1年たつと40マスぐらいのマスを全て埋められる

ぐらいの自分の気持ちを、そこに書き込むことができるようになってくると。私は本当にすごいと思って見てきました。安藤教育長はこうした取り組みから生まれる、人格形成だとか、心の発達、それからみずから考える力の育成について、評価をどうして、また今後のこういった例えば新聞の活用だとかというものについては、どう考えられているのか、そういったものについてちょっとお伺いしておきたいと思います。せっかく予算化して各学校に新聞を大変だ大変だと言われながら新聞を配備しているわけですから、そういったものも活用しながら、子供たちの人格形成に役立っていただければと思うことから、ちょっと質問させていただきました。

次に、がん教育の評価と今後の展開についてであります。昨日も議論にありました国保会計というのが、今すごく今後のまちの財政を圧迫する要因になってくるのではないかという問題がありました。これは私もそのとおりだと思います。そこで、子供たちの将来にわたっての健康を、このたびのこういったがん教育を通して、みずからの体に向き合ういい機会になったのではないかと私は思っているのです。先ほど安藤教育長からも一応答弁もらいましたけれども、私もそういうふうに思っているのです。

そこで戸田町長、また安藤教育長、このがん教育については、これからもどんどん進めていただけても前提に、胃がんに対してのピロリ菌の除菌、この公費助成のあり方についてちょっとお伺いしたいのです。がんによる死因のうち、胃がんは肺がんについて2番目に多いがんのだと。毎年約11万人が発症して5万人が亡くなっている。これはいろいろな情報として多分知られているのではないか。そして、胃がんの原因の多くはピロリ菌である。これも周知のとおりです。若年者でピロリ菌に感染している人は5%前後となっている。ふえているのです。5%前後になっています。学校単位で実施できる。中学生のときにこういったピロリ菌の検査だとか除菌を行えば、この世代以降の人たちは胃がんになるリスクというのはゼロに近くなる、ほとんどなくなるのだというのです。その後、大人になったときの家族感染も絶つことができ、将来にはピロリ菌感染をなくすことができ、胃がん撲滅につながるのだと、命を守る取り組みとなるのだということが出ているのです。私は学校教育の現場で、このがん教育を今推進していく中で、自分たちの体に向きあう、そして5年後、10年後、20年後の白老町において、その子供たちが白老町にもし居たとしたら、そういう人たちが胃がんになるリスクを今のうちに削っていく。これは投資になるかもしれないけれども、これは大きな投資かもしれないけれども、国保会計を相手にしてしまうとちょっと変な話になるのかもしれないけれども、でもこういった取り組みというのは私は必要だと思うのです。そのための例えば健康予防、それからがんに対してのこういった教育だとか、いろいろなものが執り行われている。これは私はすぐにできないかもしれないけれども、まちとして人口減少問題、それから少子高齢化の問題についても、しっかり取り組む上での一つの大きな目玉として、これをやれば胃がんが亡くなる人がいなくなると言われるのだから、この分については確実ではないですか。ほかの要素はまだいろいろあるかもしれない。成人病対策とかいろいろあるかもしれないけれども、それはそれで取り組む。でもこの時期、中学生を全体を巻き込んでやるということが大事

だと言っているのです。学校全体でやるのが大事だと。何とかこういったことも含めて、このがん教育、自分たちの体に向き合う、子供たちの意識がそこに行き着いたときにそうだと、今からやって将来のこういった不安を今から消しておく。そういうことというのは私は大事なような気がするのですが、これについての安藤教育長、また戸田町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午 後 2 時 2 2 分

再 開 午 後 2 時 3 5 分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、順次、町側の答弁を求めます。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） まず、私のほうから1点目、生活環境についての福祉バス元気号、それと産業について、この2点をご答弁申し上げます。

まず最初の、公共交通機関であります元気号についてでございます。

過去の議会での議論も踏まえてのご質問というふうに捉えてございますが、現在の元気号については、まず一つは毎日運行にすること。二つ目、空白地を解消すること。三つ目、JR等の接続をよくすることを2台で運行するというを基本にダイヤを改正していったと。その結果が、昨日そしてきょうと議会で議論になっていることが今の現状であると。そのことは私も十分認識しております。それで、これからの作業として、これらのことをしっかり踏まえた上で改善に向けた取り組みをしなければならないわけですが、何よりも町民の皆さんの声をしっかり聞いて、それをどういうふうに反映して改正に当たっていくかということになると思います。それにおきましては、町民の皆さん、それから交通事業者、NPO法人等々ご協力をいただきながら、バスだけではなくいろんな交通手段、それらを検証しながら実証実験につなげていきたいという考えでございます。

それから次に、産業についてでございます。象徴空間の関係で100万人というお話もございます。そういう中でインバウンド向けの対応になるのですが、このことを踏まえて、それでは100万人のホテルを建設整備しようかという議論ではなくて、もっとその地に足がついたそういう施策を展開しなければならないかと考えます。現在、町内にあるホテル、民宿等々の宿泊キャパシティが925人ですから、当然それでは100万人ということは受け入れないことは十分、承知しているところです。そういった面において近隣の協力をもらう、役割分担、地域連携も必要ですし、あるいは町内における民泊という部分も一つ展開がなってくるかというふうに考えます。ご質問にあった、いかにその商店街、潤いのある商店街にしていくかということも一つ大きな課題になるわけですが、やはり地域資源を有効活用して、サービスなどの特色を出す。ポロト湖畔に来ただけで終わるのではなくて、いかにいろんな商店街にそれぞれのお客様が足を向けると、そういうことの展開も必要になると思います。その上でご質問にあり

ました、まちづくり会社の役割というのが非常に重要になってくるというふうに捉えています。

まちづくり会社の役割り、展望というのは、こういったことも含めた中でしっかりしたコーディネートをしてマネジメントする人材、そういった方がやはりきちんといないと展開はなかなか厳しいものがあると思います。ご質問にあった役場職員では無理という部分は、やはり民間活力、民間の発想でスピード感を持った対応、民間だからこそできるという役割がありますので、行政としまさずきっかけをしっかりとつくるということが今大事ですが、その民間の発想でどうやって活性化につないでいくかという部分は、その辺のノウハウは1番よくわかっていると思いますので、その辺の取り組みをしっかりと組んでいきたいというふうに思います。

なお、民間と商店街の詳細については、後ほど担当課長のほうからまたご答弁申し上げます。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 私のほうから、健康福祉の中の相談支援体制の関係で生活就労サポートセンターいぶりについてのご答弁をさせていただきます。当センターにつきましては、北海道から委託を受けまして、先ほど氏家議員からご説明いただいた、生活していく中でさまざまな悩み事に対する相談窓口としまして、胆振管内7つのまちを対象にして活動を実施しております。白老町におきましても月1回、いきいき4・6におきまして出張相談窓口を開設しているほか、直接センターへの電話等のご相談や、なかなかいきいき4・6に来れないとかという方に対しまして、ご自宅まで訪問をして相談を受けているということもお話としてはセンターから聞いております。確かにこれまでセンターの周知として、独自で先ほど氏家議員がお話があったような周知方法をいろいろやっておりますが、まだまだ認知度が低いということが否めない部分もございます。役場といたしましても役場の各課窓口、それと各出張所のほうにもこのセンターのパンフレットを置こうということで今準備をして、早急に対応する考えでおります。そういうことで少しでも周知をしていきたいと思っております。また、そのほか周知方法があればしていきたいということで、これは今後の検討課題にはなりますが、周知については今後も随時やっていきたいというふうに考えております。これまで健康福祉課といたしましても、センターへのこの相談についてのご紹介、そういうことも実施してございまして、そういうことを通じて少しでもその方がやはり生活していく中で支援できること。これは、いきいき4・6だけではなく町内とか、町外含めました関係団体、関係機関と連携して、そういう方が少しでも生活できるというふうにやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 私のほうから、介護職員の処遇改善加算の関係でお答えいたします。

まず、この加算につきましては、国としては平成24年度に交付金から処遇改善加算というふうになり、当時月額平均1万5,000円が創設されました。27年度の改正では、いろいろな労働環境だとか、そういう形の条件をつけて月額平均1万2,000円相当ということになっております。今回の新加算の仕組みといたしましては、個々の介護職員に対する具体的な処遇改善方法について、事業所が判断するものであるということで、全ての介護職員の賃金が一律月

額 2 万 7,000 円の引き上げをする仕組みではないということと、加算条件に全て合っていればこの加算がとれるということになっております。それで、町内の施設のうち、1カ所を除きまして条件がそろっていることで全ての施設は加算をとっております。ただ、先ほど仕組みをお話ししたとおり、町内の事業所の介護従事者の正職員だとか、臨時職員、または役職資格などの経験年数に応じて反映の仕方は、それぞれの事業所によって違っておまして、給与とか賞与とか、そういった形で反映している状況でございます。

また、報酬の関係でございますが、去年の平成 27 年 4 月に報酬が改定されてマイナス改定になっておりますけれども、施設の報酬でも下げ率がちょっとばらつきがあるのですが、特に運営状態なのですけれども、老健施設だとか、特養施設については、ほぼかわらないということは確認しております。ただ、認知証グループホームのほうは、やはり収入が 20%減になっているというふうにお聞きしております。また、町の指導だとか、チェック体制の関係でございますけれども、施設の種別に応じて、指定権者が違っております。白老町の管轄は地域密着型のほうとして、認知証グループホームのほうは指導だとか、チェックする対応ということになっております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 私のほうから、インバウンド向け滞在観光のほうを若干補足、答弁させていただきたいと思っております。

まず、最近の動向といたしまして、ことし 2 月に札幌市内、ちょうど中国でお正月にあたる春節の時期に海外客を対象にアンケートをいたしました。その中で動向としましては、団体客よりかは個人旅行客のほうが多い傾向がもう既にあらわれているという現状でございます。個人で手配する割合、さらにはそれにプラスアルファとしましては、旅行会社には航空券、宿泊のみを頼んで行く、ほぼ 9 割近い数字が顕著にあらわれているという状況でございます。国内の市場の中でも、昨年以前のそういった調査データからですと、やはり欧米諸国がそういった部分では個人旅行客の割合が多いですが、アジア圏の中にでも特にふえてきている傾向もございます。そういう意味では先ほどから出ていました民泊という、そのツールといいますか、そういう取り組みも重要になってくると思うのですが、特に民泊の市場でいきますと、やはり情報発信としましてはポータルサイト、これはアメリカのポータルサイトなのですが、Airbnb（エアビーアンドビー）という大手の市場規模 1,700 万人が利用されているサイトがあります。日本でも、日本側のホストの額とすれば、もう収入は昨年 1 年間ぐらいで 88 億円想定市場も見込まれているという現状もございます。そういう意味では、この中で今後動く部分をまちにどう生かしていくかも重要でございますが、一方でこの民泊に関しましては報道でもご承知だと思いますが、やはり隣接住人とのトラブルであったり、このポータルサイトでも韓国のほうでもこういったトラブルも取り上げられておりますし、やはりこの宿泊料を設定するという場合になりますと、旅館業法の規制の対象になってきます。当然、都道府県知事の許可であったり、延床面積、そういった部分、またはフロント、客の記帳を設置する義務であったり、そういった部分が規制としては発生してくるという状況であります。既に国家戦略特

別区域法に基づいて、東京大田区であったり、大阪府ではもう既にこの国家戦略特別区域法を利用して動き出しているところがあるのですが、国の中でも規制改革会議の中で昨年 12 月、この規制緩和が、今後動く予定であります。そういった中の動向をきちんと見きわめながら、先ほど言っていました空き店舗の利活用でございましたり、そのような部分も一つには利用価値が出ると思うのですが、まだまだその体制整備、やはり民間活力をいただきながら取り組むことでありますし、ここのエリアでいきますと所管でいきますと保健所、それから本町でいけば防火の対策の面からすると消防とも連携していかないといけない状況もございますので、そういった体制整備を踏まえながら可能な限り取り組んでいきたいと思っておりますし、こういった着地型の観光を情報発信する取り組みを強化することで、今ある団体旅行から、今後、パイとして膨らんでくる個人旅行客をいかに本町の魅力を持って取り上げていくか。またはその個々の魅力をまちづくり会社などを通じて、面的な形で取り組むことが可能になってくると思っておりますし、いかに集客交流拠点という意味での可能性を官民役割を持って、今後もしっかり取り組んでいきたいと考えています。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 教育行政にかかわっての道徳教育についてお答えをしたいと思います。

氏家議員のほうから道徳教育の原点は家庭にあるというお話がありまして、私もまさにそのとおりに思うように思っております。家庭の中で子供たちの道徳性というものが芽生え、その芽生えた芽を学校や地域の中で大きく育て、あるいは実を結んでいく、そういった一連の作業が子供たちの心を豊かにしていく作業ではないのかというふうに考えております。学校では、ご承知のように 1 週間に一度の道徳の時間という時間がございまして、これを中核としながら、かなめとしながら子供たちの道徳性の育成に取り組んでおります。ただ、この道徳性というのは、この 1 時間の道徳の時間だけで養われるものではございませんで、全ての教育活動において養われるべきものというふうに考えております。そういった意味では今回ご指摘いただきました、朝の読書活動の時間なども子供たちの心を育ていく意味においては、大変有効な活動でございますし、このことについては本町のみならず、広く今全国の小中学校でこのことについて取り組んでいるところでございます。本町では、さらに朝の読書活動に加え、保護者を中心としたボランティアの皆様方が読み聞かせ活動をしていただくなど、子供たちの心の育成に大きくかかわっている時間だというふうに考えております。

また、もう 1 点ご指摘いただきました、新聞を活用した事業のあり方についてでございます。

このことも非常に今大きな広がりを見ているところでございますが、小学校、中学校を含めて、それぞれのどんな教科で、どんな場面で使うのか、あるいは何年生にそういった授業ができるのか、こういったことについては一定限学校の判断の中で進められていると思っております。ただ、教育委員会としては、各学校に予算づけをしながら新聞をとってもらっていますので、その有効な活用のあり方ですとか、活用の充実については今後学校とも情報交換しながら、子供たちのより一層心を育むための教育活動にしてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 先ほどありました、がん教育にかかわってのピロリ菌のほうについては財政との関係もありますので、私のほうからもご答弁させていただきます。

以前にも吉田議員のほうからご質問がありまして、検討課題として持っておりました。氏家議員のほうから今ありましたように、がん教育を進めていくときに、ある意味実践的な教育効果という部分については、このピロリ菌対応をしていくというところも一つ大きな意義があるというふうなことについては認識をしております。実際、本町の中学2年生を対象にしてやるとしたら、約今 130 人ぐらいの人数ですから、それを尿検査から除菌まで含めてやっていったときには、金額的には約 30 万円程度になるのではないかというふうな押さえは持っております。ただ、実施をしていくところにおいては、何段階かクリアしていかなくてはならない部分があるように思っております。保護者の同意を含め、それから学校における対応の仕方ですね。ピロリ菌があるというふうになれば、その1次の尿検査のときにもその検査の仕方でもた出さなければいけない部分があるし、その検査をしてくれる機関とのやり取りもある。それから、2次検査になっていくと休みをとる。そういうふうなときに公欠にするのかそういうふうな問題もあるし、それから個人情報のごときもあります。そういうふうなことだとか、あと検査をしていくときのその今言った扱いの問題と、それから体制、要するに学校の中における体制づくりだとか、それから病院との関係づくりの体制づくりをどのようにして進めていくか、その辺のところの段階をしっかりとクリアをさせていく中で、実施の方向については考えていく余地はあるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 6番、氏家裕治議員。

〔6番 氏家裕治君登壇〕

○6番（氏家裕治君） 6番、氏家です。それでは、最後の質問になりますけれども、元気号のことですが、各議員から質問されていまして、ある程度流れというのはわかりましたけれども、ちょっと確認の意味で。白老町は高齢化率が40%を超えた高齢化社会を迎えるまちですけれども、逆に考えると、こうした40%を超える方々が白老町に居てくれるから、この白老のまちというのは成り立っているのだというふうに思うのです。こういう人たちが住みづらい、足もないし、病院行くのにも大変だし、娘のところに行くとか、白老のまちから離れていく人たちのことを人口減少に拍車をかける1番大きな要因にもなっていくとすれば、地方創生というのは、それに向けたいろいろな計画だとかいろいろ立てるけれども、何のためにやるのかということをしっかり考えないと私はだめだと思います。人口減少、この問題が1番大きな問題でしょう。私はそういうふうに思うのです。だから、その目標に向かって何をやらなければいけないのか。何か上っ面の計画書をつくって何かをやろうと思っても私は違うような気がするのです。だから人口減少をとめるためには、今のいる人たちに安心して暮らしてもらいたい。戸田町長の執行方針でも言うのではないですか。安心して暮らせるまちをつくっていくのだ

と。そこに目を向けたときに、この元気号の高齢者の足、生活の足というものについてはやはり真剣に取り組まなければ私はだめだと思うのです。だから、先ほど副町長から答弁ありましたけれども、対策を打つのはわかりますけれども、今年度中に何をやるかなのです。調査をして来年度実証実験運行、実証実行に移していく。ではこの1年何もやらないという話なのか。ちょっとその辺があやふやになったような答弁だと私は聞こえていたものだから、この28年度においてはこういった方向をもってやるのか。調査だとか、そういったもので終わるのか。あくまでも28年度はそういったもので終わって、29年度から実証実験に移していくという形なのか。何らかの方策、NPOだとか、先ほど戸田町長言っていましたね。何らかの対策で今のそういった、例えば病院の通院に対しての困窮者の人たち、そういった人たちの足を何とか確保しようとする考え方が今あるのかどうかということも改めて最後にお聞きしておきたいと思います。

それから、その利用者が減ることによってのいろいろなものに対しての、例えば購買だとか、いろいろなものに対しての影響を考えているかということ为先ほど私は質問したと思うのだけれども、それに対する答弁なかったですね。それをちょっと改めてお答えいただきたいと思います。

それから、がん対策の部分ですけれども、胃がんのピロリ菌の除菌、今副町長からも答弁ありましたけれども、確かにいろいろなことをクリアしていかなければいけないというのは前のいろいろな質問の中からも見えているのだけれども、これも同じです。人口減少をどうやって食いとめるのか。こういったところにしっかり目を向けてやったときには、早急にここに手を打っていかなければならない大きな重要課題、そう考えて取り組んでいけないのでしょうか。

地方創生のそういう物事の考え方の中で、この人口減少にどうやって歯どめをかけるかということは各地域の方々がいろいろな施策の中で考えてやっています。100万人の交流人口を迎えることが地方創生で私は決してないと思います。ですから、この白老の人口減少をいかに食いとめていくのかということをやったり考えていかないと、国立博物館がのこりました、何が残るでしょう、でも白老町に住む人たちがいなくなりましたでは何もならない。極端な話かもしれないけれども。私は今の高齢者の人たちがしっかり安心して暮らせるまちをまずしっかりここに立ち上げることがやはり大事なことだと思います。これが10年後、15年後、子供たちのそういったいろいろな対策、それからいろいろな施策の中で、例えばほかから人を白老に呼んでくるだとか、白老で活躍してもらおうというのが政策として打たれていけば、またそれに対しての付加価値がついてくるかもしれないけれども、今の人たちを別にないがしろにするという言葉はちょっと適切じゃない、今の人たちをしっかりと大事にして、今の人たちに元気になってもらって、白老町に住んでいてよかったと思えるようなまちづくりにしていかなかったら絶対何をしても成功はしません。私はそういうふうに思います。ですから、その辺についての考え方をいま一度お伺いしておきたいと思います。

それから、心の教育については、今安藤教育長から答弁もらいました。道徳教育もそうです。私も別に偉そうなことを言うわけではないのですけれども、家庭の中がどうであれ、こうであ

れ、学校教育の現場の中でそれをしっかり受けとめられるぐらいの指導力というか、道徳教育がなされれば、これからの白老町は安泰だし、また白老町から旅立っていくそういう子供たちを安心して送り出していけるのではないかと私は思いますから、ぜひそういったいろいろな教材の活用、また先生たちにはご負担かけるかもしれないけれども、そういったことについてしっかりこれからも取り組んでいただければと思います。特に今白老小学校、社台小学校、そして緑丘小学校が一つの小学校になっていくという中で、ここでまた大きなそういった道徳教育、心の教育が大切になってくるのではないかと思います。そういったことも含めて、これからの取り組みに期待したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（山本浩平君） 教育部門は質問でなくてよろしいですね。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） それでは、がん教育に対するところから、がん対策、そして人口減対策と。氏家議員が先ほどおっしゃっていた中で、本当に少子化対策というところの大きな一つの柱だという、そういう認識も十分あります。それから先ほど私が答弁させていただいたように、がん教育を進めていく中での実践的な効果というか、そういうところも図るためにも十分大事な一つの政策だというふうな認識を持っております。そういうふうな認識を持ちながら、先ほども申し上げたように、一つクリアしなければならない段階があるということだけは十分認識をいただいて、私どももしっかりと今、氏家議員からご指摘いただいたところは認識をして、今後の施策に図っていくというか、そういうところに進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 元気号のバスの件なのですが、まず先ほど高齢化率が白老町は40%を超えまして、確かに65歳以上の方々が主に居て白老の形成が成り立っているというお話でございます。

私は高齢者大学とかいろんな場面で元気な高齢者が居て白老町の魅力につながっていくというお話もさせていただいております。先ほどの地方創生の話なのですが、地方創生の1番の目的は人口減少対策でございますので、氏家議員おっしゃるとおりでございます。その大半が占めている高齢者の今悩みの中の大きな課題として福祉バス、元気号があると思います。何回か答弁をさせていただいて、利用者の話なのですが、先ほどもちょっとお話ししたのですが、病院に通う人、買い物に行く人、行政にかかわる方、たくさんいろいろな方がいらっしゃると思います。この改正に至っては、その前のアンケートはいろいろな方にアンケートを全町的に取ったのですが、今回はバスに乗っている方のアンケートでこういうような形になったのですが、結果としてはすごく減少しているということを考えますと、やはり今利用していない方々がどういうニーズを必要としているかということが大変大切だと思っておりますので、これは今の乗っている人にアンケートを取っても、ごくわずか限られた方々なので、この辺はもう一度

精査をさせていただきたいというふうに思っております。

その対策なのですが、今の形態は、補助ももらって1年間は変わらないのですが、これにプラスアルファをしなければならないという意味では、実証実験をなるべく早くしたいというふうに考えております。その実証実験は先ほど言ったNPOなのか、事業者なのか、もしくはデマンドという形をとるのかという意味を含めて、プラスアルファで考えていきたいというふうに思っております。これは、今、4月以降すぐ協議を、庁舎内も含めて町民の方、もしくは議員さんとの協議を含めて、どういう形が利用者のニーズに答えられるのかということも考えて協議をさせていただいて、すぐ実証実験に入っていきたいと思うのですが、ちょっと何月にやるというのは、今この場ではお金もかかることなので申し上げられませんが、早急にやりたいという考えでおります。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 購買力の関係でございます。直接的には町民の方から、どここの買い物行けませんでした。不便になったという、その実態の声というのは私どもに届いていないのですけれども、その逆でいうと、例えば今いろんなサービスがあって、買い物をご自宅まで届くことがあったり、あるいは事業者さんによってはバスを運行したりとか、そういう部分があるかと思うのだけれども、ただ、個人のお店ではそういう部分がちょっとどんな影響が出ているかということとはちょっとまだ実態を押さえていません。ですので、これまでの議員さん各位からいただいた部分は、とにかく不便になって利用実態が減っているということは少なからず影響が出ているというふうに我々も認識していますので、そういうこともできるだけ早く、どうあって、そのことをどう対応していったらいいかも含めて取り組みを始めたいというふうに考えます。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） ダイヤ改正の関係で、一応12月のダイヤ改正後、直接私どもで乗車人数の調査とかをしているわけではないのですけれども、その中でやはりうちの外来の診療をしている医者ないしは窓口のほうに、治療が終わって会計終了してからの帰りまでのバスの待ち時間が結構長いですとか、または萩野公民館での乗り換えや、やはり虎杖浜方面の帰宅に1時間以上かかるだとか、そういうちょっと改正後にちょっと不便になったという、そういうご意見はお医者さんから私のほうに直接入ってきて聞いているところでございます。というところで、直接、先ほど言いましたように患者数等にバスの利用のダイヤ改正後の、これは反映になっているかというのはちょっと分析はできていないところではあります。以上です。

○議長（山本浩平君） 以上で、公明党、6番、氏家裕治議員の代表質問を終了いたします。